

令和 7 年 8 月 29 日

聖籠町上下水道事業

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小 林 勝 治

聖籠町監査委員 中 村 恵美子

令和 6 年度聖籠町水道事業の「資金不足比率」の審査結果及び意見について

1 審査結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号、以下「財政健全化法」という。）第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率については、令和 7 年 7 月 8 日付聖上第 254 号で報告があり、審査した結果、資金不足比率は「△302.2」であり、資金不足は発生していないと認めます。

したがって、経営健全化基準（20%以上）に該当しません。

2 意見

財政健全化法に規定する資金不足がないものの、今後、水道料金収入の増加が見込めない状況の下で維持管理費、施設の更新に要する経費の増加が想定されることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

以上